

午後三時三分開会

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 本日もまたお忙しいところをお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

前回、前々回は、「女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について」及び「皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて」を論点としてそれぞれ意見交換を行いました。

今回は、その二つの論点について改めて意見交換を行うということでございますけれども、議論の繰り返しを避けたいというふうに思っています。したがって、既にある程度御意見が出そろっている論点につきましては一旦割愛して、これまで十分に議論がなされていないと思われる論点について私の方から順次取り上げて、それらについて御意見をお出しをいただくといいことにしたい。そして、最後に、本日取り上げなかったのではないかといいふうに皆様が思われるような論点について新しい御意見があるということであればお述べいただくと、こういう形にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の会議にも、内閣官房の山崎参与、溝口室長、内閣法制局の佐藤第一部長に陪席をいただいております。

それでは、まず、前回、前々回の議論を踏まえ、各党各会派の意見の要点の資料を更新をさせていただきます。これについて橘衆議院法制局長から説明を聴取したい、特に今日御議論いただくといいようなところを中心に説明をしていただきたいと思います。

と思います。お願いします。

○衆議院法制局長（橘幸信君） 衆議院法制局の橘でございます。

衆参正副議長四先生の御指示によりまして、先生方お手元配付の資料に基づき、現時点での議論の状況について論点整理の御報告をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

お手元配付の資料は、額賀衆議院議長、関口参議院議長、玄葉衆議院副議長、そして長浜参議院副議長の体制の下で御議論が再開されました本年一月三十一日の会議の際に先生方の机上に配付をさせていただきました資料について、その後の御議論を踏まえて私ども衆議院法制局と衆議院憲法審査会事務局において整理、取りまとめの上、加筆修正を施させていただきましたものでございます。事前に各党各会派の先生方にはお目通しいただき、また内容チェックも賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。

なお、今回の加筆修文作業によって、各党各会派の御意見のうち、冒頭の自民、立憲、維新の三会派の先生方の御意見が三ページにわたることになってしまいました。このことも踏まえまして、また、今申し上げますように、本資料については既にお目通しいただいているところでもございますので、ただいまの玄葉副議長の御挨拶にもございましたように、これまで十分に議論がなされていないと思われる論点を含めつつ、先生方の本日の御議論に資するよう、論点を絞って御報告をさせていただきます。

いただきたいと思います。何とぞ御容赦願います。

それでは、早速ですが、第一案の女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持案及び第二案の皇統に属する男系男子の養子縁組案のそれぞれについて、論点の御報告に入らせていただきます。

まず、第一案に関する一つ目の論点として、配偶者と子に皇族身分を与えるかどうかの論点がございました。配付資料ですと、飛び飛びになって恐縮ですが、一ページ、四ページ、六ページ及び八ページの論点番号2の(2)で始まる各会派の意見の欄になります。

これについては各党各会派からそれぞれ御議論を頂戴いたしてきましたところですが、その中におきましては、一方では、これらの方々に皇族の身分を与えない場合における実際の生活上の不都合の問題を指摘する御意見が述べられるとともに、他方では、配偶者と子に対して一定の処遇を与えることは可能であるとの政府側の説明と、これに対する各党各会派からの御意見も開陳されているところ です。

第一案に関するもう一つの論点としては、有識者会議報告書でも指摘している現在の内親王・女王殿下の処遇に関する論点がございます。配付資料ですと、二ページ、五ページ及び七ページの論点番号2の(3)で、現行制度下で人生を過ごされてきたことに十分留意する必要があると指摘されている箇所です。

この論点について明確に意見を述べられているのは、二ページの自由民主党の「十分配慮するべき」との御意見、五ページの公明党の「経過措置

として、皇族の身分を保持するか否かについて、一定の配慮をすべき」との御意見、七ページの有志の会の「議論を詰める必要がある」との御意見ですが、他の政党会派からの直接的な御言及は現時点ではまだないように思われます。

次に、第二案に関する御報告に入ります。

まず、一つ目の論点として、養子縁組の対象を旧十一宮家に限るのかどうか、また、旧十一宮家に限ることとした場合でも、養子縁組が可能な時期や親等を区切るのかどうか、今後お生まれになる方々も含めて将来的にも適用できる制度とすることといった論点がございます。

配付資料ですと、二ページ、五ページ、七ページ及び八ページの論点番号3の(1)の部分になります。

この論点に関しては、幾つかの政党会派から御発言があり、また政府からは将来的な適用があり得ることを前提とした御説明もございましたが、まだ御意見を述べられていない政党会派もあるかと存じます。

次に、第二案に関する二つ目の論点としては、配付資料ですと、二ページ、五ページ及び七ページの3の(1)の②の論点、いわゆる立法事実の確認に関する論点として、養子縁組の対象者の有無やその方々の意思確認の問題がございします。

これについては、前回、各党各会派からの御意見が開陳され、政府側からは、対象者は存在する旨の御説明があったところかと存じます。

最後に、第二案に関する三つ目の論点として、養子縁組の具体的な手続等をどうするのかに関する

る御意見も頂戴しているところでです。

配付資料ですと、今申し上げた立法事実の論点に続いて、二ページから三ページにかけて及び五ページに記載している3の(1)の③の「何らかの要件」と、④の「何らかの制限」を定めるかどうかといった論点です。

例えば、立憲民主党からは、三ページ冒頭になりますが、「養親がどなたとなるのかについて整理が必要」との御意見が、公明党からは、五ページに、「皇室会議の議を経るなどの措置が必要」及び「天皇陛下、上皇陛下、皇嗣殿下各ご夫妻は養子縁組できないとするのが適切」との具体的な御意見がございします。他の政党会派からの御言及はまだないように思われます。

以上、衆参正副議長四先生からの御指示を踏まえて、重要な、あるいは残された幾つかの主要論点に絞って御報告をさせていただきました。

私からの御報告は以上です。

御清聴ありがとうございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 橋法制局長、

ありがとうございます。

なお、本資料につきましては、記者会見での配付とホームページでの公開を行います。

それでは、意見交換に入りたいと思えますけれども、毎度、時間の都合上、発言はなるべく簡潔にお願いいたします。時間は全体で一時間、長くても一時間半というふうにさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、「女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について」の関連で御協議をいただ

きたいと思います。

橋法制局長の説明にもありましたけれども、現行の皇室典範の下で人生を歩んでこられた現在の女性皇族の方々への適用の在り方を確認をしたいというか、御意見をいただきたいということでございます。

二つあって、一つは、まず婚姻後の皇族身分保持の対象者は、皇族数を確保するという観点から、内親王に限らず、現在の場合はお二方ですけれども、女王、現在はお三方いらっしゃると思いますが、女王まで含めるということでしょうかということでございます。

それと、もう一つは、その上で、現在の女性皇族については、婚姻時に皇族身分を保持するか皇族身分から離れるか選択できる制度を取り入れるということでしょうか。選択制にするかどうかということについては、まず御意見をいただきたいというふうに思います。

全会派から御意見をいただかなくても結構だと思っております。幾つか発言を賜りたいと思えます。

いつものように、お手元にある名札を発言されたい方はお立てをいただいて、発言が終わったら戻していただくというふうにいただければと思います。

自民党か、立民さんか、どちらか。どうでしょうか、今のことについて限定して。

じゃ、自由民主党さん。

○衆議院議員（森山裕君） 今般、立法府の総意の取りまとめに御尽力をいただいております衆参

の議長、副議長の御努力に感謝とまず敬意を表したいと思えます。正副議長の下で立法院の総意が一日も早く取りまとめられるように、自民党としても最大限努力をしてまいりたいと考えております。

女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について申し上げます。

女性皇族の婚姻後の配偶者及び子については、皇族としての身分を有することなく、一般国民としての権利義務を保持し続けることが適切であると考えております。

配偶者を皇族とする婚姻のハードルが上がってしまうという大きな問題があります。また、皇統に属さない男子が皇族となることはないという皇室の歴史、伝統は極めて重いものであると考えております。

なお、現在の内親王、女王殿下方については、現行制度の下で人生を過ごされてきたということに十分配慮すべきであり、婚姻により皇族の身分を離れることもあり得るということとしておくべきではないかと考えております。

また、二月の会議におきまして政府から説明があったとおり、配偶者及び子が一般国民のままであっても、公務への同行、住まいや警護等について問題が生じることはあり得ないと考えております。

皇統に属する男系男子の養子縁組について申し上げます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それは後で。ちなみに、自由民主党さんは、どなたでも結構

なんですけど、女王まで含めるということでよろしいかどうかだけ一言おっしゃっていただければ有り難い。

○衆議院議員（森山裕君） ただいま申し上げたとおりでございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 中曽根先生、おっしゃったかな、おっしゃっていないと思うんです。先生、一言。

○参議院議員（中曽根弘文君） 内親王様は現在お二人だと思えますし、女王様が何人ですか。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） お三方です。

○参議院議員（中曽根弘文君） ということではありませんので、内親王様だけでなく、女王まで含める方が適當ではないかと思えます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。では、立憲民主党さん。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） 立憲民主党として意見を述べさせていただきます。ここまで、また議長、副議長、四者の皆様方にこうした進め方をさせていただきましたことに感謝申し上げます。

今、玄葉副議長から、今までに議論のされなかったところということで、かつての議論は重複をもう避けるということで、二点、今、御下命がございました。

まず、対象となる女性皇族の範囲でございますが、そもそも安定的な皇位継承ということがこの議論の大命題であるということから考えれば、皇族数確保のためにも女性皇族とすべき、すなわち

内親王のみに限定せずに、女王も含めて、五方ということでありますが、これは範囲として考えるべきであると、このように考えます。

また、その女性皇族のお立場、今日までお過ごしなされたその状況というものを十分配慮、配慮しながらという点についての私どもの考え方を申せば、女性皇族の方が婚姻時に皇族の身分を保持するか、あるいは皇族身分から離れるか、これを選択できる制度を取り得るかというこの問題、これについては現行典範を前提に人生を過ごしてこられた一人の人間を尊重するためにも、当然ながら女性皇族の婚姻後の皇族身分を検討することについては付随して検討すべき、今後選択も含めた議論をしつかりとこの場にて議論すべきであると、このように考えるところでございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。今、馬淵さんが答えていただいたようなこの二点についてのみ、今御意見を開陳していただければと思っております。

日本維新の会さん、公明党さん、社会民主党さんの順で一言ずつお願いします。

○参議院議員（浅田均君） ありがとうございます。

日本維新の会は、前例のない女系天皇についての検討は先に譲るべきというのが基本的な考え方です。皇族数確保のためには内廷を支える分家の宮家も相当数必要であると考えますが、女性宮家を新設するのではなく、女子しかいない宮家は女子でも相続を可能にしておくべきと考えます。玄

葉副議長のおっしゃったこの選択制に入ると思いますが。

しかしながら、内廷の内親王以外は皇位継承の資格はないとすべきと考えます。したがって、女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について、皇族の身分を持たないとするのが適切と考えます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 今私の方でお尋ねしているのは、配偶者の身分、子の身分についてではなくて、女王まで含めるかどうかですね。

○衆議院議員（藤田文武君） 済みません、補足させていただきます。

内親王及び女王殿下まで含めることでよろしいかと私は思います。それから、もう一点の方の選択制は、それは考慮すべきだという立場です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

公明党さん。

○参議院議員（谷合正明君） まず、この皇族数の確保ということの趣旨ですね、出発点からすれば、我々として内親王のみならず女王殿下も含まれるというふうに考えております。

そして、現行制度の下で人生を歩んでこられたことに鑑みて、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについては一定の配慮をすべきと我々も既に申し上げております。

ただ、これは、選択制というか、制度化、一旦制度をしますけれども、それは一定の配慮が必要じゃないかという意味で、そういう趣旨でござい

ます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） どういう趣旨

ですか。

○参議院議員（谷合正明君） ですから、皇族、女性皇族が婚姻後も皇族として残るんだという制度が多分本則といいますか、だと思えますが、一方で、現行制度の下で歩んでこられた今の内親王、女王殿下について、それは一定の配慮は必要じゃないかという、そういう趣旨でござい

ます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 原則は皇族で残っていたくだけども、離れることもありでしょうと。

○参議院議員（谷合正明君） それを選択制と言われれば選択制かもしれません。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 社会民主党さん。

○参議院議員（福島みずほ君） 二点の論点で、女王まで含めるかどうかについては、本日では留保をいたします。

二点目の選択制にするかどうかについては、選択制にすべきだというふうに考えます。というのは、有識者会議の、現行制度で人生を過ごされてきたことに十分留意する必要、自由民主党も、現行制度の下で人生を過ごされてきたということに十分配慮すべきとありますので、結婚して皇族に残るか、あるいは皇族を離脱するかは、やはり御本人のこれまでの人生もいふこともあるでしょうから、これは選択制とすべきであるというふうに考えます。

ですから、副議長からありました二つの論点についてはそう思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます

ございます。

最後、れいわさん、一言言っていたいて、この論点についてはもう最後、自民党さんにもう一回、名札立っているので発言していただいて、終わりたいと思います。

○衆議院議員（上村英明君） ありがとうございます。

内親王から女王まで含むかというのは、ちょっと党内でまだ議論していないので、留保させていただきます。

そして、選択制に関しては、これはもう人権の原則なので、個人的に何を、どの身分を選ぶかというのは人権の原則として認めるべきだというふうに思っています。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 最後に自民党さん。

○参議院議員（中曽根弘文君） 先ほど二点目についてはお答えしていませんでしたが、各党の皆さんの御意見と変わりありません。

選択制ということとおかしいんですが、選べるようにということ、その理由は、このことが検討されるようになる前までは、御自分は皇族から離れるというおつもりで過ごしてこられたと思います。それから、御兄弟、姉妹ですね、結婚された方はもう民間になられているわけですから、そういうことも考慮しますと、御自分の判断ができるようにというのがよろしいんじゃないかと思

います。

点について限定して御意見をいただいたというところでございます。

二つ目の皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて協議をしていきたいというふうにあります。

先ほど、橋法制局長の説明にあったんですけども、その対象、この間も若干議論になったんですが、対象を旧十一宮家に限るのかどうか。これ確認ですけれども、それ以上に広げるといふ御意見はそんななかつたようには思いますけれども、限るかということ、もう一つは、旧十一宮家に限定した場合であっても、養子縁組可能な時期とか親等を区切るのかどうかと。つまり、これからお生まれになられる方々まで含めて考えるのかどうかということについてはしっかり議論しなきゃいけないだろうということでございます。この件について皆様の御意見を伺いたいということでございます。

立憲民主党さん。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） 二点目の論点、旧十一宮家からの男系男子、養子案についてということで、その中でも二つ、今、玄葉副議長から御下命ございました。

養子の対象とする宮家、これをどうするかということであります。有識者報告書では、これは旧十一宮家ということでございます。現実には、この旧十一宮家以外にも養子の対象を拡大するかとなると、これは対象範囲の線引きが非常に困難になります。したがって、ここは旧十一宮家以外への養子の対象を拡大すべきではないというふう

考えます。

そして、その場合において、養子となる時期、親等、これをどう区切るのかということについての御下命もございました。

ここについては、その時期、親等については、これ恒久的な法律とするのが課題となると考えています。恒久法とする場合は、事実上の世襲の貴族をつくることになる。一方、この対象者が年を追うごとにこれ増え続けるということが考えられる。

つまりは、血筋は薄まり、そしてより世俗化していく。ある意味、一般国民に溶け込んでいくことになる。つまりは、皇族という立場であるそうした形になる方が、一般国民との意識との中の差異がなかなか生じない、どんどんと薄れてしまう。こういうことが起きてしまうということを考えれば、この時期と親等に関しては限定すべきだということの結果として導かれる考えではないかと、このように考えます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

日本維新の会さん。

○衆議院議員（藤田文武君） 皇室の皇位継承のその男系という最も重要な大原則を考うれば、男系ということが証明されるのであれば範囲を限定する必要はないというのが、そもその論理的な考え方だとは思っています。

ただし、今回の件につきましては、この十一宮家ということに限ると、まあどこまでの範囲にするかという議論が恐らくこれはその大原則だけを

考えれば収束しないので、この十一宮家ということを対象にするということは様々な点から私は合理的だと思っております。というのも、その臣籍降下された事実、そこから男系が続いているという確認、そして、現行憲法下においても一時、数か月ではありますけれども、御皇族であられたお家柄、お家であるという、そういうこの様々な要素を鑑みれば、十一宮家に限定するということは私はいは一定の合理性があるというふうにはまず思いません。その上で、先ほど馬淵先生からあった、更にその御子息やお孫さんまでに至った場合というそういう御懸念がありました。そこは私は少し違う立場でありまして、今お生まれになられていないお子さん等も含めて、そして時期等も柔軟に対応できるように法整備をすべきだという考えであります。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 日本共産党さん。

○参議院議員（小池晃君） この皇統に属する男系男子を養子に迎えるということについては、私どもは重大な問題があるというふうには考えておりますので、意見を述べさせていただきます。

これ、そもそも二〇〇五年の有識者会議の報告書で、これは採用されないと、採用できないと、国民の理解と支持、安定性、伝統のいずれの視点から見ても問題点があるというふうには指摘をされております。

その際、具体的に有識者会議で様々指摘をされている問題、今日の論点とも関わると思いますが、

やはりその十一宮家といいますが、六百年前の室町時代まで遡る遠い血筋であるということ、それから、皇籍への復帰、編入の場合は当事者の意思を尊重する必要があるため、この方策によって実際に皇位継承資格者の存在が確保されるのか、また、確保されるとしてそれが何人程度になるのかといった問題は個々の当事者の意思に依存することになるということも指摘をされています。

そもそも、男系男子の継承のための努力、すなわち男の子を産むというのをひたすら強制されるというようなことを選択するのであろうかと、そういったことがあつていいのだろうか。それから、一旦皇族の身分を離れた者が再度皇族となるというようなことは極めて歴史上も異例なことである等々、指摘をされています。

ところが、こうした論点が二〇〇五年の有識者会議で確認されている、報告されているにもかかわらず、今回、全くこれが棚上げされて提案されているということ。

この問題、前回、橋衆議院法制局長も紹介されましたが、この四年前の有識者会議で意見を述べた憲法学者、憲法上の疑義があるという見解も示されています。

東京大学の宍戸常寿教授、内親王、女王との婚姻を通じた皇族との身分関係の設定によらず、一般国民である男系男子を皇族とする制度を設けるということ、門地による差別として憲法上疑義がある。京都大学の大石眞名誉教授も、養子縁組であるが、いろんな理由、例えば宗系の紊乱を招くということがあるからやはり避けた方がいいん

だろうなど。こうした意見があるわけでありまして。ところが、前回のこの全体会議で内閣法制局の佐藤第一部長は、養子縁組により皇族とする方を男系男子に限るとしても、憲法十四条第一項に抵触するという問題は生じないと述べられておりまして。しかし、憲法第二条の定める世襲は女性を排除するものではないというのが従来からの政府見解だと思えます。

これは、憲法制定議会においても、当時の金森徳次郎国務大臣が、憲法二条について、なぜ皇子孫を省いたのかという質問に対して、根本的な支障がない限り男女の差別を置かないというのが憲法の考え方だとして、二条についても男女の区別につきましては法律問題として自由に考えてよいという立場であると答弁をされています。

この二条の成り立ちや解釈を無視して男系男子限定が憲法上問題ないというのは、私は、内閣法制局の前回の発言いかなものかというふうに言わざるを得ません。

結論として言うと、政府報告書を前提として議論するのではなくて、やはり国会として、こういう問題を指摘した憲法学者など、有識者、国民の意見を直接聞くことが必要だと思えます。それが国会として日本国民の総意に基づく天皇の制度の在り方を議論する上で不可欠だというふうに思えます。

男系男子継承というのを不動の原則にするということは、これは憲法の精神に反するものであり、女性天皇を支持する世論が多数ある下で、国民の総意にも反することになると思えます。

改めて、男系男子による継承を不動の原則としたまま議論するのではなくて、日本国憲法の条項とその精神に照らして合理性を持つ女性天皇について正面から検討すべきだということを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 有志の会さん。そもそも論というよりは今の二点のことについて。

○衆議院議員（福島伸亨君） はい。

ただ、その議論の前に、一点、立憲民主党さんに確認をさせていただきたいんですけど、これまで立憲民主党さんは、この問題について、この点について立場を明らかにしていなかったと思えますけれども、今の十一宮家に限定すべきということとは、既にこの旧皇族の方、皇統に属する方を養子に入れるということは賛成という立場でおっしゃっているんだということをまず確認させていただけたらというふうに思います。

その上で、私たちの会派の立場としては、そもそも範囲は、皇統に属する者であれば法的には限定すべきではないと思えます。ただ、現実には十一宮家からお迎えするというのが望ましいというか、望ましいと思えますが、制度上は限定すべきではないし、またその時期とか何親等までというのは、これは柔軟に対応した上で、ただ、現実には近い方あるいは旧皇族の方からというのが現実だと思えますので、その手順の話と原理原則の話というのは分けて議論すべきだと考えております。以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 沖縄の風さん。

後で立憲民主党さんには回答いただきます。

○参議院議員（高良鉄美君） 沖縄の風です。

今議論の前提が養子の範囲ということもあるんですが、憲法には世襲と書いてあるけれども、なぜ二条から男系男子が抜けたかというのが、前回質問した議事録を見たら、それにはきちんと答えられていないですね。やはりその点が大きいと思います。

そして、養子の話というのも、なぜ皇室典範で養子が禁止されているのかということも今回ちょっとお聞きしたい点があります。基本的にはこの皇統の中で女性、男性の性別の問題ではなくて、いかに皇族の数を確保するかということなので、その部分で、男子だから確保します、女子だから確保できませんとか、そういう問題ではないだろうというのがこちらの意見です。ですから、女性天皇になれば、それは養子の必要も全くないだろうというふうに思っております。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 社会民主党さん、短くお願いします。

○参議院議員（福島みずほ君） はい。

副議長から二点の論点が提示をされました。旧宮家に、十一に限るか限らないかということにかかわらず、社民党は明確に養子縁組でやることには反対です。

皇室典範現行九条は、天皇及び皇族は養子をする
ことができないと定められています。

皇室典範や憲法の勉強をしたときに、なぜ養子縁組をすることができないかというのは、もう戦後の出発点として共有をされているというふう

思います。

というのは、これは、養子縁組をすれば、かなり恣意的になつたり増えたり、問題が起きるからです。血統によらず縁組によるというわけで、両方の合意ですから、皇室典範が戦後の出発点で、天皇及び皇族は養子をすることができない、一夫多妻もやらない、そんなことやらないというふう
に決めたことはやはり尊重すべきだというふう
に考えています。

やはりこの議論は、何が何でも男子を取つてくる。女性には皇位継承権を認めず、もう八十年前に廃止した旧宮家から、あるいはそれ以外から、男性であれば誰でもいいとは言わないけれども、養子縁組で連れてくるという感覚は私は国民の支持を絶対に得られないというふうに思います。日本……

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） これまでの議論の繰り返しになっているので、もうやめてください。

○参議院議員（福島みずほ君） はい、分かりました。

しかし、これは二つの論点を議論する前提としてとても重要なことだと思えますし、国民の総意にこの天皇制が憲法によって位置付けられているということを重視して考えるべきだというふうに考えます。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 自由民主党さん。

○参議院議員（衛藤晟一君） いろんな議論があ

りましたけれども、憲法の中のどうあるかという解釈については、ちょっと法制局から事務局の方に、ああいう議論は全部したはずですから……

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 既に議論したから聞いていないんです。

○参議院議員（衛藤晟一君） あつ、じゃ、もう聞いていないわけね。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 繰り返しになりますから。

○参議院議員（衛藤晟一君） もう共産党さんが言うのはもう関係ないわけ。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） はい、繰り返しになりますから。

○参議院議員（衛藤晟一君） はい。

では、この十一宮家にしたという理由は、皇位継承権を持たれていた方であると。完全に民間の方を皇族にするということは非常に無理がありますから、新皇室典範の下でも、それから新憲法の下でも宮家であった方々の子孫を。そしてこれらの方々は皇族の数が多過ぎるから離脱するという
ことだったわけですから。

で、今、宮家の数が足りなくなったわけですから、だからその方々の直系の男性であればできると。しかし、今は民間の方ですから、民法の規定からも十五歳とせざるを得ないのではないのかと。
○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 十五歳以上。
○参議院議員（衛藤晟一君） 十五歳の独身の方
という男性です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 以上ね。

○参議院議員（衛藤晟一君） はい、そうですね。

そうなりますと、やっぱりこれは恒久法にしておかないと、まだ十歳とか十一歳の方々もいらつしやいます。今関係の方々、男性の方々、十一、二人ぐらいらつしやるようですから、正確なことはよく分かりませんが、全員がなるかならないかということとは分かりませんから。

そういう意味で、恒久法にするということと、十五歳以上の独身の方という具合にするということと、それから養親となられる方は天皇皇后両陛下、秋篠宮皇嗣同妃殿下、上皇上皇后両陛下以外の方方でやらないとおかしくなるという具合に：

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それは後でお聞きします。

○参議院議員（衛藤晟一君） はい。

それから、皇室典範で養子は禁止されていますけれども、旧十一宮家の方々が今の現宮家の中に養子に行くということは極めてリーズナブルで、しかも出てきた案は、養子じゃなく法律で直接皇族になるという案も一応出てきているわけですね。だから、これは恒久法としてやっていたらいいという具合に、やるべきであるという具合に思っております。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 公明党さん。

○参議院議員（谷合正明君） 我々の党内の議論では、旧十一宮家の方々は現行憲法、皇室典範施行後五か月の間皇族であったと。また、明治天皇昭和天皇の御息女が嫁がれてその子孫の方々も現在に至るまで天皇家と交流があるというふうに承知をしているということで、旧十一宮家の方々の

養子縁組が認められるべきだというふうには既に訴えているところではありますが、ですので、旧十一宮家に限定してよろしいのではないかという立場でございます。

その上で、時限立法なのか恒久法なのかというのは党内の方ではそこまでは決めてはいませんが、い、分かりました。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） なるほど、はい、分かりました。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） ありがとうございます。

議長、副議長四名の方々がこの議論を進めていくという強い決意の下で今日の会議が開かれ、かつ玄葉副議長、司会者として進めていただいておりますが、再三にわたって重複の議論ではない部分についてのお尋ねということでございました。したがって、その部分については、我々がどう考へるかということをお開陳をさせていただいたわけでありまして、先ほど来他党の皆さん方、例えば憲法の問題などを語られておりました。

私どもも、前回の会議では、明確にこの養子縁組の問題について、十四条一項の違反の疑義、これは解決していないことを主張しておりますし、また、内閣法制局は、十四条一項、これに反しないと、このように述べられました。衆参の法制局では、これは両論ある中で合憲あるいは違憲両方の立場がある、両論共に成り立ち得る、あるいは両論ある中で制度設計や規定形式によって問題を顕在化させない検討、工夫が必要と、このように述べられています。

つまり、解決はしていないという前提、したがって、私どもはこの案に対して、二案に対して、賛成、反対、これについて何一つ申し上げた立場ではないということははっきりとお伝えしておきたいと思えます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） はい、分かりました。

今のは、有志の会さんから質問があったので、回答を求めたということです。

これ、多分、政府とか内閣法制局とか衆議院、参議院の法制局に聞いても同じことの繰り返しになりますので、今日は控えたいと思います。

それで、時間の制約もありますので、さつき養親の話が出ましたけれども、養親についてまだしつかりと議論がなされていない、あるいは実際の養子縁組に当たって皇室会議の議を経るべきだという御意見も一部ございます。あるいは、養子となった者及びその子の皇位継承資格、子供だけなのかどうかということ等についてもここで議論をしたいと思います。

その前に、私たち四者でも気になっているんですけども、前回の全体会議でも議論になったいわゆる立法事実の確認、つまり対象者、さつき衛藤先生、十一人と、こうおっしゃったんですけれども、現在の対象になる方々の存在の有無について本当に余りにもばくつとしていて、会議の中でその程度で本当にいいのかどうかというのは正直あると思うんですね。

ただ、まあなかなか言えないこともあるだろうということ、政府にもう一回確認を求めたいと

いうふうにも思っております、何かお答えできる
ことあります。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 内
閣官房の山崎でございます。

有識者会議での議論の経過という形でお話を申
し上げたいと思います。

実は、第四回の会議で、令和三年五月十日でござ
いますが、この問題に造詣の深い有識者の方に
来ていただきまして、そのお方は、旧宮家のうち
久邇、賀陽、東久邇、竹田の四家系には未婚の男
系男子がおられるという御発言と資料を提出され
たという部分がありまして、私どもは、その御発
言等につきまして、踏まえながら議論を進めてき
たと。

あわせまして、第二回におきまして、令和三年
の四月八日にも、やはり、旧宮家の幾つかの御家
族においては男児の誕生が続いていると伺ってい
ると、男系の血筋を伝える旧宮家の御家庭には悠
仁様の格好の友となり得る男児が少なくないとい
う御発言も有識者の方からございました。

私ども、そういう有識者の方々の御指摘を踏ま
えながら、こういうふうな制度があるかどうかと
いう議論をしていたのだと。

それから、一つだけ付言いたしますと、養親子
関係というのは、婚姻と一緒で、自由意思の合致
によって生じるものでございまして、養親子関係
は、他人をある意味では子供にし、親にするとい
う制度でございますので、そういうその自由意思
の合致を前提にこういう議論が展開されているこ
とだけ付言させていただきます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

先ほど、今の件も含めて、まだ議論が十分じゃ
ないのは、いわゆる手続的なこととか養親のこと
とか等々ありますけれども、そういったことにつ
いて御意見があればですが、なければいけないで結構
なものです。

日本保守党さん。

○衆議院議員（河村たかし君） 済みません、保
守党ですけれども、これは前も言いましたのです
ぐにやめますけど。

本当に、今の現代、知性万能主義というやつが
あるみたいですけど、この男系男子というやつは、
日本民族のかけがえのない引き継いできたもので
あって、それを今の現代でもそもそも変えられるの
かと、それを。それだけの知能を有するのかと、
私たちはという視点から考えるという立場もあつ
てええと思えます。終わり。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

自由民主党さん。

○参議院議員（衛藤晟一君） 養子となった方が
すぐそのまま皇族になっても、皇位を継承するこ
とはあるかということについては、できればその
中で育った男の子供さんは皇位継承権を有するこ
とという具合にしたらどうであろうかと。そうすると
皇族になったとしても、それは何かあったときに
は緊急にということはあるかもしれませんけど、
通常の場合、悠仁親王殿下より下の方が今度は親
になるわけですが、十五歳以上ということになり

ますと。二十何歳とか三十歳の方もおられますけ
ど、その方々は民間で育ったのが長かっただけに、
皇位継承権はその子供さんが確実に有するとい
う方にしてみたら国民の理解もいただけるのではな
いのかという具合に思っています。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 立憲民主党さ
ん。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） これは、玄葉副議
長からのこの論点についてですが、これは前回私
どもが、この具体的な制度設計、そもそも憲法的
な問題も課題も何も解決していないと申し上げま
したが、しかし制度設計においても、これ、養親
がどなたとなるのか、これについての整理は必要
だということ述べたところであります。

その上で、やはりこの問題についての解決は全
く示されていない状況。まず、このような制度を
つくるべきかというこの立法事実、このことの確
認を誰にどのように行うのか、これ養親対象とし
てですね、誰にどのように行うのか。また、個別
具体的な養親となる方の意思確認はどのように行
うのか、こうした手続も何も明らかにされていま
せん。

したがって、このような状況の中で、私たちは、
繰り返し申し上げておりますが、疑義が生じてい
るといことは改めてお伝えをしますが、もう重
複することは申し上げませんが、こうした部分に
ついてのしつかりとした詰めをしていかねばなら
ないであろうということだけは指摘をさせていた
だいたとところであります。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 衛藤さん。

○参議院議員（衛藤晟一君） だから、現実には今ある宮家、いわゆるその方ですから、その家は限られているわけですね。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 養子先ですね。

○参議院議員（衛藤晟一君） ええ、養子先になるというところですね。養子を可能とする立法を、それをちゃんとやる。今、そういう意味では、三宮家か四宮家しかたしか残っていないかったんじゃないかと思うんですけども、現宮家はですね。だから、その方に何とか行けるということになりますと、これは具体的にどうするかということについては、やっぱり最後は皇室会議の議を経なければいけないと思います。しかし、マスコミが行ってどうですかと聞くということは避けられない話ですから、そのところは制度が決まれば着々とどこかで進めていくと、そして発表できるようになったときにちゃんと発表する。それで、当然そのときには皇室会議の議を経るということになってくるのが当たり前ですから、だからそれをちゃんとやれば良いという話になってこようかというように思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 今お話ししたような点は、大きな方向性が見えた場合に更に詰めていくような話かなというふうに思っております。

それで、全体としては最後になりますけれども、私の方から特に対象としなかった、本日議論の対象としなかった論点も含めて、これは是非発言して帰りたいというところがあれば、どうしてもということがあれば御発言をいただきたいというふ

うに思います。

立憲民主党さん。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） 先ほどの養親のこ

ともに関わるんですが、やはり立法事実のところというのは、ここは確認がなくては進められないと思っております。

先般の会議では、いわゆる今の法体系で法的根拠のない養子縁組についても意思を確認するのはなかなかしにくいという、こういった主張を繰り返された方々いらっしゃるという、そういった主張を繰り返すというのには、当然ながら、新しいものを作るわけでありまして、法的根拠がないというか、法律がないという状況の中で、その立法事実、すなわちそういった意思をお持ちの方々がどれぐらいいらっしゃるのかというのを確認するのは当然のことです。したがって、こうしたプロセス抜きに物事は進められない。

繰り返すようになりますが、制度ができてからというのには、私はこれ、全くこれ逆であるということに改めて申し上げて、最後に、終わらせていただきます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 国民民主党さ

ん。

○参議院議員（川合孝典君） 我が党の考え方については既に何度もこの場で意見を開陳させていただいたとおりということなので、繰り返しになることは避けさせていただきたいと思っておりますが、その上で、私どももいたしましては、時間のない中で早く結論を出さなければいけない事項もこの中には含まれていることもございます。そうした

状況の中にあつて、集まって会議を、繰り返し意見の開陳をし合うという状況から、取りまとめに向けた議論というものを進めていただきたいと思っております。

そこで、野党第一党である立憲民主党さん、そして自民党の方で、まずその方向性について取りまとめの御議論をしていただきたいと思っておりますし、本日、玄葉副議長から御提案いただいた様々な問題の提起、御質問につきましても、それを事前に頂戴していただければ、私どもも党内で議論を行った上で意見を持ち寄ることも可能かと思っておりますので、そうしたことも含めて、お取り計らいの方をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 日本維新の会さん。

○衆議院議員（藤田文武君） 先ほどの馬淵先生からの立法事実の件は、まだ成立していない法制度の中で仮にという、そういう内閣官房からの御説明に加えて、それを言うなら、その該当の方々、例えばインタビューをして意思を表明してもらい、誰々さんがどういう意思を表明されたとか公表するわけですか。そんなことをしたら、もうむちゃくちゃになりますよ。だから、我々は、そういうことをつまびらかにして、そんな情報がネットにあふれ、またこの議論がおかしな方向に進むということを避けるということを静ひつな議論と呼んでいたんじゃないでしょうか。

ですから、それは可能性の中で、ある種の推し量った議論の許容範囲の中でやっていくというの

が良識ある議論だと私は思います。そういうその受皿である制度をしっかりと、先ほど幾つかその手続的な論点もありましたが、そういったものをしてしっかりと詰めて完成度の高いものを仕上げるというのがこの場にいる代表者の皆さん、私たちも含めた代表者の責務だというふうに思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 有志の皆さんとれいわさんと沖縄の風さん、短く、申し訳ございませんが、一言でお願いいたします。まとめてください。

○衆議院議員（福島伸享君） 大体多くの論点、八党派は一致しております。ただ一つ、党としての立場を示されていないのが、残念ながら、野党第一党の立憲民主党さんだというふうに思っております。立法事実がないとか憲法論とかいろいろおっしゃいますけれども、例えば憲法論でいえば、これ平行線のままだと思うんですね。

そこで、衆参の法制局、内閣法制局は合憲だということをおっしゃっていますけれども、衆議院の法制局長さんも、制度設計や規定形式によってできるだけ問題を顕在化しないように検討、工夫と言っているわけであって、違憲合憲の判断というよりは、まず何をやるかという意思があって、意思をつくった後に制度を合憲なものにつくればいだけでありまして、まずやるかやらないかということを決めるといのが先でありますし、そのためには是非、野党第一党も責任を持って党内で議論をして結論を出していただければと思います。その上で、立法事実というのも何度もおっしゃ

いますけれども、これは一般的に、我々も法律を役人時代作るときに、立法事実として確認するのは国民の権利を制限したりする場合にその制限をする事実をいうのであって、今回の皇室の制度はそうしたものではないと思っております。ですから、立法事実云々にこだわる前に、まずどうあるべきかということを結論を出していただいて、建設的な議論をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 短く、沖縄の風さん、れいわさん。

○参議院議員（高良鉄美君） 憲法の規定の問題というのは、国会が法律を作るときは合憲ということを絶対自信持って作らないといけないんですよ。憲法違反であるかもしれないというのを作るというのは、問題なんです。

皇室典範の一条には男系男子というのが入りましました。しかし、二条には男という文字がないんですね。だから、今、養子の話も出ましたけど、普通に天皇になられる方々という範囲は結構狭まっているというか、既に一定の範囲があるんじゃないかと国民も思っていて、宮家も皇族も全く関係ない人が来るということも、ちょっと問題が幾つかあると思っております。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） れいわさん、短く。

○衆議院議員（上村英明君） ありがとうございます。最後に簡単に、ともかく皇室の地位というのは

国民の総意に基づくということが原則なので、この後のプロセスで国民の合意を取るといのはどういう手順を踏むのかというのを一つ明らかにしていただきたいと思えます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 公明党さん。

○参議院議員（谷合正明君） 女性皇族の話と養子縁組の話で、二つの大きな論点をこれまで議論を積み重ねてまいっておりますけれども、いざれにしても、これは喫緊の課題ということで、我々がしっかりと向き合っていくかなきゃならない課題であります。やはり今後の議論の収れんをどうしていくのかということで、やはり多くの政党会派の合意ができることをしっかりと、そこをまず取りまとめを行っていただけて、それができない課題についてまた引き続き課題としていく、そういう時期に来ているんじゃないかなというふうに思っております。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

自由民主党さん、最後。

○参議院議員（衛藤晟一君） 二つですね、先ほどからお話ありましたけれども、まだこれが制度化されていないのに、その前に立法事実を確認するなんてことは不可能です。先ほど有志の会の福島先生が言われたとおりだという具合に思っております。

それから、法的な、これでする延びるといふことはちょっと問題だなと思っております。

それから、法制局さんに、衆参の法制局さんにもお聞きしたいんですけど、この政府が出した案、

これが違憲だと言っているわけじゃないんですね。ほかの意見もあり得るといふ解釈論を言っているわけですね、結局ね。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 両論あると言っています。

○参議院議員（衛藤晟一君） 両論あると言っているわけですね。だから、これは合憲であるということとは間違いないということも言っているわけですね。だけど、違憲だと言う人もいると言っているわけですね、彼らはね。だから、それは常に何かをやる時に必ずある話であって、法解釈においては。だから、そのところを、内閣法制局も、それから事務局の方も、そういう議論をしながらちゃんと進めてきているわけでありまして、先ほどからお話がありましたように、違憲状態をやるうとしていくわけではない。ただ、そういう人もいるということとは事実でしょう。それは法解釈ですから、たくさんいろいろまたあるわけですから、何でも言える、何でも言えると言ったら失礼ですけど、言えるわけですから、これがだから合憲かどうかということについてはちゃんとした判断を出していただきたい。

それからもう一点は、もうここまで議論したんですから、是非もう早くまとめたいただきたいという具合に思っています。議論の付かない話が残ってまいりますので、そこは今までの議論を聞いて、四人の方々がこれを、取りまとめについてこれだけ任されているわけでございますから、もう早く結論を出していただきたいという具合に切望する次第です。

どうぞよろしくお願いします。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 自由民主党さん。

○参議院議員（中曽根弘文君） もういろいろ、時間もたちました。そもそも、なぜこの養子という制度といますか、こういうものを有識者の皆さんが考えておられたかということですよ。これはもう言うまでもありませんけれども、万が一、今の皇室に、はつきり言えば悠仁様に男子の子様が生まれないうときのために、今からそういうようなときの皇統が途切れることないように、整備という言葉悪いですね、制度をちゃんとつくっておこうということなんです。実際養子になられるという方がおられるかおられないかは別として、とにかく安全のためのそういう制度をつくらうということですから、これは早く法律的な体制はちゃんとつくるべきじゃないかと、そういうふうにも思っています。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 次の段階に入るべきだという御意見も多々あるように思います。この間の議論でそれぞれの論点についての意見はかなり出尽くしたようなところがあるだろうと、後は繰り返しになるというのがございます。日本共産党さん、同じことの繰り返しになるならもうやめてください。

どうぞ。本当に短くやってくださいね。皆さんに機会を与えてきたので。
○参議院議員（小池晃君） そういうふうな発言を制限するというのは、これは私はふさわしくないと、思いますよ。今、衛藤さんが合憲だというふ

うにおっしゃったので、やっぱり一言言わざるを得ないんですね。

これ、衆参の法制局が、衆議院の法制局長は、前回、やはりこれは二重の意味で憲法違反のおそれがあるということを紹介しているんですね、そういう意見があったことをね。やっぱりそういうことをそのままにしておいて議論していいんですかと私は申し上げているわけで、やはりその憲法学者などの意見を聞くということをきちんとやるといふことが国会の責任だということをおし上げておきたいと思えます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） そのことも含めてもう相当意見が出ているというふうに思います。

今後の進め方について額賀議長から御発言がございますので、よろしくお願いを申し上げます。と思います。

○衆議院議長（額賀福志郎君） 本件につきましては、昨年五月から議論を本格化させて皆さん方に活発な御意見をいただきました。昨年は、全体会議二回、それから個別の意見聴取も行わせていただきました。今年に入ってから、更に議論を加速させまして、全体会議を四回開催しておるわけでございます。

意見交換をする中で、お互いの意見についての理解も随分進んできたようにも思っておりますが、全会派の意見が完全に一致するような状況にはなっておりません。しかし一方で、多くの会派が合意ができる点もたくさんあったと、こう思っております。そういう中で、本件は先送りの許されな

い喫緊の課題であることも皆さん方がおっしゃって来ていたことでもあります。既に国会の示した附帯決議から八年、政府の報告書受領からは三年がたっております。速やかに結論を出すことも国会の責任ではないのかというふうに考えております。

そういう意味で、これまで皆さん方に活発に率直に意見交換をしていただきましたし、意見の開陳もいただいたわけでございますので、今後、これまでの意見を踏まえて、我々衆参正副議長四者にこれまでの議論を踏まえて取りまとめの案を作成させていただきたいというふうに、こう思っております。もちろん、取りまとめ案を作成した後は、全体会議を再度開いて、皆さん方にお示しをした上で御意見をいただいくことが賢明ではないかと、こう思っておりますので、御理解をいただきたいと、こう思っております。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 額賀議長、ありがとうございます。

まずは衆参正副四者で取りまとめ案の作成に取り組んでいきたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いを申し上げます。再度もちろんこの会議にかけますので、そのような段取りでよろしくお願いをします。

関口議長、長浜副議長、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それじゃ、本日の全体会議終了といたします。ありがとうございます。

午後四時九分散会